

## 第1章 地方独立行政法人玉野医療センター たまの病院感染対策指針（規定）

（目的）

第1条 この規定は、たまの病院における院内感染を予防し、患者及び職員の安全を確保することを目的とした病院感染対策の指針である。

（感染対策委員会）

第2条 前条の目的を達成するため、感染対策委員会を設置する。

（感染対策委員会の構成）

第3条 院長、看護部長、事務部長を含めた院内全部門の代表者で構成する。

2 委員長、副委員長は病院長の指名により決定し、他の委員については、委員長、副委員長の協議により選出する。

（感染対策委員会の開催）

第4条 委員会は定例会とし、毎月1回（原則として第4木曜日）開催する。

2 委員会が必要と認めたときは、臨時委員会を開催することができる。

3 委員会は、全委員の過半数の出席がなければ成立しない。

4 議長は委員長とし、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者に出席を求めて意見を聞くことができる。

（感染対策委員会の掌握事項）

第5条 委員会は以下の事項を掌握する。

- ・院内感染防止のために必要な事項の協議，決定。
- ・すべての職員に対して組織的な対応と教育，啓発活動をする。

（感染防止対策部門の設置）

第6条 院内感染対策に関する院内全般の問題点を把握し改善策を講じるなど、院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、病院長直属の感染防止対策部門を設置する。

2 構成員は、感染管理医師、感染管理専任看護師、薬剤師、栄養士、臨床検査技師及びその他の職員で構成する。

（感染防止対策部門の掌握事項）

第7条 感染防止対策部門は以下の事項を掌握する。

- ・院内感染対策に関する全般的な活動。
- ・院内感染対策に関する研修，教育の実施と管理。
- ・院内感染発生時の対応。
- ・院内感染に関する院内組織の調整と補佐。
- ・抗菌薬の適正使用に関すること。
- ・その他感染管理業務に関すること。

（インфекション・コントロールチーム（ICT））

第8条 感染防止対策部門の実働組織としてインフェクション・コントロールチームを設置する。

2 構成職種は、医師・看護師・検査技師・薬剤師・放射線技師・栄養士・理学療法士事務担当者の他職種で構成する。

3 ICTは毎月1回(第2木曜日)会議を開催し、結果を感染対策委員会に報告する。

4 ICTは以下の事項について掌握をする。

- (1) MRSAなどの多剤耐性菌等サーベイランスの実施
- (2) 院内で検出される病原微生物の把握。
- (3) 院内で使用される抗菌剤の動向把握。
- (4) 院内感染対策マニュアルの作成及び妥当性の点検。
- (5) 院内ラウンド(週1回木曜日)による院内感染対策実施状況の監視ならびに指導。
- (6) アウトブレイク時の対策実施。
- (7) 院内感染対策に関する情報の全職員に対する提供。
- (8) 院内感染防止のための教育活動。
  - ・職員研修は、職員全体を対象とし年2回程度実施する。
- (9) 職員の感染曝露時の対応と事後処置。
  - ・針刺し曝露事故があった場合は、マニュアルに沿って対応を行う。
  - ・結核接触感染があった場合は、保健所に届け出るとともにマニュアルに沿って対応を行う。

(病院長への報告)

第9条 感染対策委員長は、委員会の状況を病院長に報告しなければならない。

(感染症発生報告)

第10条 院内感染対策上、重要と思われる病原微生物を検出したとき、又は、感染症が発生したときは、担当医ならびに担当看護師長は、直ちに感染対策委員長に報告しなければならない。

2 職員に該当する事態が発生したときは、当該部署の責任者は報告書を作成し、感染対策委員長に報告し協議を行い、直ちに必要な対策を実施しなければならない。

3 細菌検査担当者は、該当する病原微生物を検出したときは、直ちに担当医と担当部署責任者ならびに感染対策委員長に報告しなければならない。

(職員の報告義務)

第11条 職員は、院内感染対策上、重要と思われる感染症に罹患したとき、又は、その恐れがあるときは、各部門の責任者に届け出なければならない。

(委員会の記録)

第12条 感染対策委員会記録の保管は、副委員長が行う。

(感染防止マニュアルの閲覧)

第13条 患者及びその家族から指針の閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。また指針についての照会には、感染対策委員長が対応する。

附 則  
この規定は、令和 7 年 1 月 1 日から発効する。